（本號）（面）　（明治廿五年三月廿一日　郵便信書開可）　明治二十五年十一月廿五日　（定價金二錢）

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價郵送料廣告料は左の如し

一部二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜休刊

〇時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外二箇月十三錢ノ郵便料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社（寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡から ず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行進ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

政治上の地位は自然に公共のものたる可し

社會の進歩に隨ひ政治上の地位も次第に一個人の關係を離れて公共の性質を帶ぶるに至るは自然の成行なる可し專制の時代には政治上一切の權力をば一人もしくは數人の手に執りて如何なる人物と雖も其遇を受くるに非ざれば地位を得る能はず即ち其出處進退は一に執權者の意志に出でゝ他より如何ともする能はざるみとなれども文明の進歩に從ひ天下の耳目大に發達して人の技倆を見るみと明なるが故に苟も爰に人物あれば忽ち一般の認る所と爲りて空しく暗處に頓沒するを許されず執權者一個の好惡心は以て其人を輕重するに足らざるが如し過般英國にて內閣更迭の折、ラブシエール氏がグラツトストーン氏の內閣に入らんとしたるの談あり抑もラ氏は急激黨の領袖にして平生の政論頗る過激なるが爲めに心ある上流の社會には之を嫌ふもの多けれども何分にも勢働者の如き下等社會の人望盛にして隨て國會の議場に於ける勢力も一方ならず一般の社會に有力の人物と認められたるが故に扨みそ入閣の談も出でたるみとならん流石はグ氏の老練なる斯る人物を內閣に入るゝの不得策なるを認め自から責任を負ふて其入閣を拒絕したれども兎に角にラ氏をして斯くの如き勢力を得せしめたるを見れば文明進歩の社會に於ける政治上の地位は一個人の關係に非ずして公共の力より來るの實を知るに足る可し日本の社會も近來大に進歩して專制の時代は既に去りたれば今後政治上の地位は次第に一個人の關係を離る可きは勿論。今日に於ても其兆候として認む可きものなきに非ず例へば大石正巳氏が辨理公使に任ぜられたるが如き世間に於ては或は其異數を怪しむものもれども我輩の所見を以てすれば正當の順序として毫も之を怪しまざるものなり大石氏は從來曾て官途の經歷なきのみならず數年來政府と主義を異にして反對の方向を取り國事上の嫌疑にて獄に繫がれたるみとさへありて政府に於ても明白に反對者と認めたる其人が俄に出身して然かも榮譽少なからざる公使の地位を得たりとは異數に似たれども氏が從來の經歷に徵するときは敢て異數ならざるを知るに離からざる可し我輩は元來氏を知らず又その人物技倆をも詳にせざれども兎に角に十數年來民間に在りて公共の爲めに辛苦經營し自から重んじて敢て自から任するの跡あるを見れば今日の地位を得たるは決して怪しむに足らざるを信ずるものなり或は今回の出身に就ても政治社會の裡面には自から種々の事情もあるみとならんなれども其事情は兎も角もとして我輩は只社會自然の成行より政治上の地位が次第に一個人の關係を離れ公共の性質を帶びつゝあるの兆候として認めざるを得ず如何となれば若しも數年前の有樣ならんには氏に如何なる學識技倆あるも又官途の出身に熱心なるも民間の一士人にして斯る地位を得の望は到底覺束なき處なるに今日に至りて事の案外なるを見たるは單に氏一身の榮のみならず即ち社會の進歩にして在朝の政客中にも自から政治上の地位を公共視するの必要を感じたるものと認むるの外なければなり抑も我輩が此說を爲すは獨り大石氏一人の爲めに非ず今の民間の政客は年來責任內閣の實行を希望して止まず其希望たる決して空望に非ず社會の進歩と共に政治上の地位も次第に公共のものとなるは自然の成行なれども責任內閣の實を收めんとするには先づ自身に重きを成して假令ひ其任にあらざるも自から局に當りたるの覺悟にて親切に事を處するみと肝要なれ若しも然らずして徒に無責任の言論を爲し自から責めずして他を責むるのみにては何人も無理なる注文として之に服するものはなかる可し其人々の輕動を見るに希望の大なるにも拘はらずして政府に對するの言論は多くは無理の注文に過ぎず斯くの如くして一般の信用を得んとするは到底望む可らざる所なれば眞に其希望を達するの覺悟ならんには自から省みて其言論擧動を謹むべし先づ一般社會の信用を博して政治上の地位は公共のものにして一個人の私有に非ざるみを感ぜしむるみと必要なる可し社會進歩の大勢に乘じて其希望するみとは決して疎きに非ざればなり

官報

○法律

衆議院議會ノ協賛ヲ經タル民法及商法施行延期法律ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十五年十一月二十二日

內閣總理大臣伯爵伊藤博文
司法大臣伯爵山縣有朋
遞信大臣伯爵黑田清隆
內務大臣伯爵井上馨
陸軍大臣伯爵大山巖
農商務大臣伯爵後藤象二郎
外務大臣陸奧宗光
文部大臣河野敏鎌
海軍大臣子爵仁禮景範
大藏大臣渡邊國武

法律第八號

明治二十三年三月法律第二十八號民法財產編財產取得編債權擔保編證據編同年三月法律第三十一號商法同年八月法律第五十九號商法施行條例同年十月法律第九十七號法例及第九十八號民法財產取得編入專編ハ其ノ修正ヲ行フカ爲明治二十九年十二月三十一日マテ其ノ施行ヲ延期ス但シ修正ヲ終リタルモノハ本文期限內ト雖之ヲ施行スルコトヲ得

○司法省告示第六十七號

明治十四年ヨリ同二十三年十二月マテノ間ニ刑事ニ關シ領置シタルモノニシテ現今東京地方裁判所ニ保管中ノ金領物件等數十種有之候條右下渡ヲ請フ者ハ事由ヲ證明シ來ル明治二十六年一月三十一日マテニ同裁判所檢事局ヘ申出可シ

明治二十五年十一月二十四日

司法大臣伯爵山縣有朋

雜報

○朝鮮京城通信別報（十一月十日發）

行幸　韓曆去る十六日國王殿下幷に東宮は孔子の廟へ行幸啓あり謁聖の上科擧をも親試したりと云ふ

慶科　韓曆去る十二日以來慶科別試を擧行し國王殿下は景武怡に親臨し璫愈怡を設け恩典を施したりと

火賊の猖獗　近來火賊益々猖獗を極め放火强奪は勿論婦女を刼掠し我意に從はざる時は之を殺し良家の處女多く彼等の辱を受け爲めに縊死したるものあるよし又江原道平康縣より淸蜜廿駄賣進の途次賊の爲に强奪せられ附添の吏員は殺傷されたるやの噂あり左右捕將の力之を鎭定するに至らざるを以て國王は大に宸襟を惱し韓圭卨、李鍾健の兩捕將を召し嚴命を下したる由

二大將更迭の風聞　前記韓圭卨、李鍾健の二大將は留守に轉任し閔炯植、李鳳仪の二氏其後任を拜するならんとの風聞あり

王妃の讓辰兼進饌宴　韓曆來る二十五日は王妃の讓辰兼進饌宴なるを以て平安監司閔丙奭、全羅監司李耕植、統禦使金喪鎭の諸氏は何れも上京進參するよしなり統制使の不人望　統制使閔炯植氏は近々上京する筈なるが氏は赴任以來頗る不人望にして人民將に蜂起せんとするの勢なれば上京の途次或は不慮の災に遇ふやも計り難し就ては親軍兵を振し護衛せしめんとの評議あり と云ふ

外務督辨の後任　に就ては屢々報道する如く數人の候補者は皆固辭し遂に李容植氏を以て署理督辨に任じたるが昨今聞く處によれば彼の元山防禦事件に就て陸軍の名を博したる趙秉式氏入りて督辨となり技撫使閔種默氏出でゝ忠淸監司に任ぜらるべしと云ふ

○岡澤少將の補職

昨日の紙上に記したる如く岡澤前陸軍次官は昨日將校學校監に補せられたり

○議員倶樂部の設立

國民協會所屬の代議士諸氏は一昨日の代議士會に於て議員倶樂部を創立するみとに確定したるよし右は同會所屬の代議士中政社派、非政社派は分れしも議會に對する運動上に關しては二派の別なく代議士を會合して政務調査其他の打合せを爲すが爲めに設立するものなりと云ふ

○同盟倶樂部の發會

一昨日午後二時より芝紅葉館に於て同盟倶樂部の發會を開けり鈴木重遠氏は開會の旨趣を述べ加賀美嘉兵衛氏は會務を報告し夫れより進て益に公にせし同倶樂部の主旨及び第四議會に對する方針に付き協議する處ありしが同主旨は異議なく決定し方針三項の說明中よりとの動議出で多數にて之に決し午後五時過散會せり其來會者は當日欠席せり

中村　彌六　正臨
伊東　祐賢　加藤　六藏
淺野　長慶　關戶　覺藏
西川　義延　林田　雅九郎
中小路與平治

○徵兵に關する照會

陸軍次官へ高等中學校醫學校醫學證明書の儀は先年照會の通りに致し居りたる處尙は陸軍醫學部生徒のみとに致させ度との照會に對し文部より御意見の通取計相成り度旨回答ありたり

○會議所役員辭職の續報

磯野小右衛門、副會頭門田三氏が辭職せし事は既に前號に記せしが其後三氏共に辭職せし事は眞に前號に記せしが其後三氏が辭職せし事は眞に前號に記せしが其後三氏共に辭職せし事は眞に前號に記せしが其後三氏共に辭職せし事は眞に前號に記せしが其後三氏共に